

会報

宮崎県建設業協会
機関誌

Monthly
Association
Construction
Industry
NEWS



一般社団法人

宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798



現場見学 おやじの日

平成26年8月2日(土) 9:30~13:30

対象者 工事関係者の家族等

場所 東九州道(清武~北郷)北河内二号橋上部工工事
東九州道(北郷~日南)猪八重橋下部工(A2)外工事

施工業者 ㈱日本ピーエス・吉原建設㈱

管轄 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所

2016.

2

No.496

目次 CONTENTS

●平成28年2月の行事予定	1
●県協会HP掲載項目案内（1月分）	2
●宮崎県建設業協会員数の推移	2
●宮崎県建設業協会	
1. 平成27年度第10回常務理事会を開催	3
2. 第10回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会	5
3. 宮崎県への要望活動を実施	7
●雇用改善コーナー	
1. 平成28年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の 就職・採用活動に係る取扱いについて	8
2. 「人材育成助成金」のご案内	9
3. 「職場意識改善助成金」のご案内	11
●事業協同組合	
下請セーフティネット債務保証制度について	14
●技士会	
1. 平成28年度1級（学科）・2級土木施工管理技術検定試験受験準備講習会のご案内	16
2. 平成28年度1級・2級土木施工管理技術検定試験の申込書受付について（お知らせ）	16
3. 平成27年度1級土木施工管理技術検定「実地試験」の合格発表	17
●建退共	
1. 建退共制度がより有利な取り扱いに変更されます	18
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（12月分）	19
●厚生年金基金	
事業概況（12月分）	19
●建災防	
1. 労働災害の発生状況について	20
2. 平成27年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」について	21
3. 講習会の申込書の様式が変わります	21
●火薬協会	
1. 火薬類取締法に基づく報告等について	22
2. 技術基準等の見直しについて	22
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（12月分）	23
2. 中間前払金制度のご案内	24
●（公財）建設業福祉共済団からのお知らせ	
保険料が更にお安くなりました！	25

平成 28 年 2 月行事予定

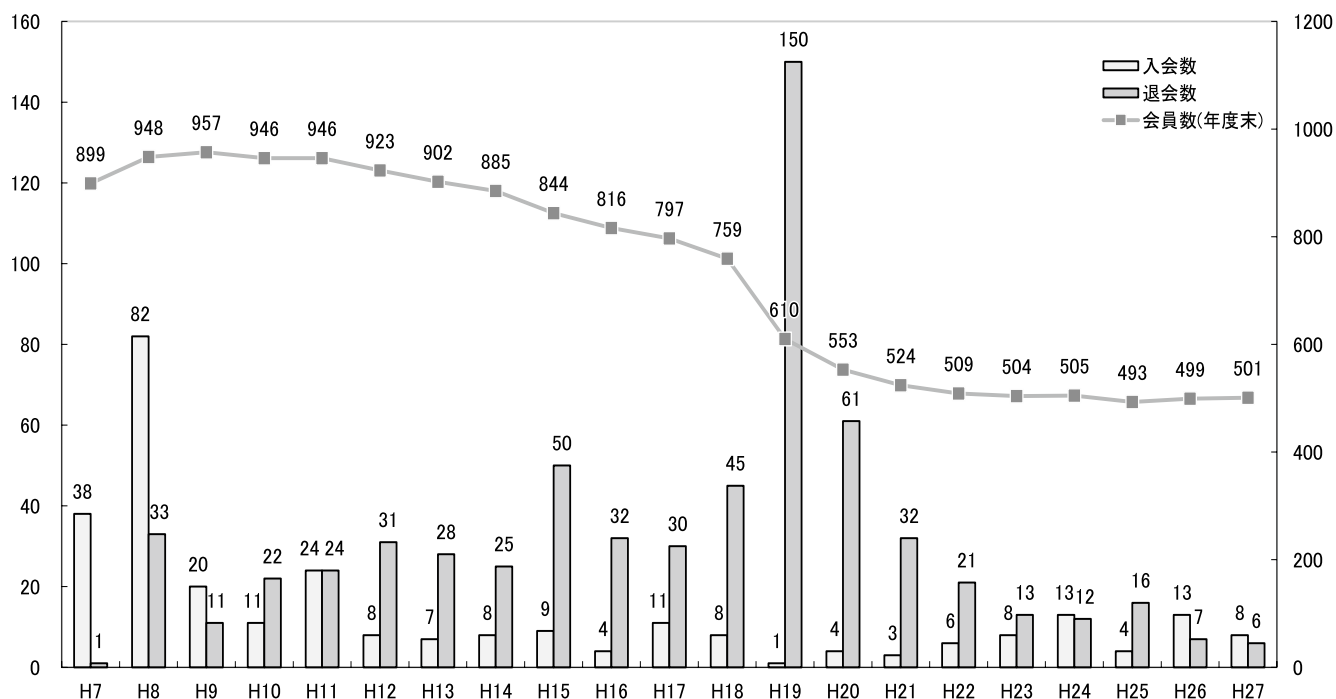
日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	月			
2	火	青年部連合会理事会、県土整備部との意見交換会		保証会社審議会（宮崎）
3	水	社会保険未加入対策推進九州地方協議会（福岡）		
4	木	みやざきの建設産業担い手確保・育成支援事業の集合研修（建設業新人研修）		
5	金	九州建設青年会議第3回役員会、九地整との意見交換会（福岡） i-Constructionに関する意見交換会（福岡）	高所作業車運転技能講習（6日まで清武）	
6	土			
7	日			
8	月			
9	火			
10	水	建設産業人材確保・育成推進協議会全国担当会（東京） 県協会第11回常務理事会、県土整備部との意見交換会		
11	木	建国記念の日	建国記念の日	建国記念の日
12	金			
13	土			
14	日			
15	月	2級建設業経理士「登録講習会」（宮崎）		
16	火	九建協第2回土木委員会（福岡）	小型車両系建設機械（整地・掘削）運転特別教育（17日まで清武）	
17	水	九建協第2回建築委員会（福岡）		
18	木			火薬保安協会九州ブロック会議（長崎）
19	金	2月県議会定例会（3/16まで）		
20	土			
21	日			
22	月	宮崎県産業開発青年隊修了式		
23	火	九州ブロック雇用改善コンサルタント会議（佐賀）		
24	水			
25	木			
26	金		車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習（27日まで清武）	
27	土			
28	日			
29	月			

県協会HP掲載項目案内 (1月分)

【ホームページ】

項 目	所 管	形 式
協会イメージキャラクター素材ダウンロード U P	宮 崎 県 建 設 業 協 会	html

宮崎県建設業協会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499
入 会 数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8
退 会 数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	6
年 度 末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	501

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退 (68社脱退)、H27はH28.1.27現在

宮崎県建設業協会

1. 平成27年度第10回常務理事会を開催

平成 28 年 1 月 14 日（木）午後 1 時 30 分、建設会館 2 階「委員会室」において、樫村事務局長が定足数（11 / 13 名：会成立）の報告をして開会を宣した。

開会にあたり山崎会長より「今年もよろしく願い申し上げる。

厳しい状況が続いている中、昨年は陳情・要望活動を精一杯実施した。補正予算は、国交省では河川関係が増加する話があり、また、道路関係はゼロ国債での 3 月発注を期待したい。今月下旬に補正予算が明らかになると思われるため注視したい。来年度の当初予算も 3 月頃には分かるものと思われる。県については、全国枠の 4,000 億円から 800 億円の震災復興費を除いた 3,200 億円の枠取りになるが、要望した分の確保を期待したい。

県との意見交換は、十分議論したうえで臨みたいのでご協力いただきたい。」と挨拶を述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。



山崎会長挨拶

議題 1 県との意見交換会について

樫村事務局長が資料 1 に基づき、意見交換会のスケジュール等について報告した。続いて、県からの説明事項 3 項目について、本会としての対応を協議した。

- 平成 28 年度地域総合メンテナンス業務改正に向けたポイント（案）
- 平成 28 年度入札制度等改正ポイントについて
- 工事成績評定点の分布状況について

議題 2

平成 28 年度表彰式・通常総会における基調講演の開催について

樫村事務局長が資料 2 に基づき、通常総会における基調講演について諮り、開催することが承認された。

講演者及び当日のスケジュールは 2 月の常務理事会で報告することが承認された。

議題 3

その他

（1）みやざきの建設産業担い手確保・育成支援事業について

有馬コーディネーターが、研修生の雇用状況及び候補事業所の合同求人案内の実施、協会主催の集合研修について報告した。

（2）足立としゆき氏への各地区建設業協会長の携帯電話番情報提供について

樫村事務局長が、各地区建設業協会長の携帯電話番号の足立としゆき氏への提供について諮り、承認された。

（3）県土整備部技術調整委員会幹事会（違算検討部会）への講師派遣について

菊池土木農林課長が、県から本会に対し、違算検討部会への講師派遣の要請を受け、宮崎地区協会に依頼したことを報告した。

（4）MRT 放送「わけもん G T」男性出演候補者について

大谷総務課長が、「わけもん G T」の出演希望者を募集したところ、3 名の応募があり MRT が応募者の面接を行うことを報告した。

竹尾副会長が、同番組での「けんせつ小町」の出演者が決まったことを報告した。



第10回 常務理事会

(5) 沖縄県の最低制限価格引き上げ動向について

樫村事務局長が、沖縄県協会から聞き取りした結果を報告した。

山崎会長が、沖縄県の公表を待ち九州各県協会と協力しながら、本県の最低制限価格引き上げについて要望していきたいことを報告し、承認された。

(6) 女性部との懇談会報告について

山崎会長が、年末に実施した女性部との懇談会について報告した。

また、連合会等の正式な組織発足は、11地区の女性部が揃わないと難しいことを確認し、活動目的及び年間計画等の提出を条件に、7地区の女性部による準備会を立ち上げることが承認された。

(7) その他

樫村事務局長が、2月と3月の常務理事会は2月10日（水）と3月16日（水）に開催されることを確認した。

2. 第10回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会

平成 28 年 1 月 14 日（木）午後 4 時 15 分、宮崎県建設会館 5 階「会議室」において、第 10 回目の意見交換会が開催された。

出席者については下記のとおり。

◇宮崎県県土整備部

次長（道路・河川・港湾担当）東 憲之介
 管 理 課：佐野部参事兼課長、井上課長補佐
 老岐主幹、津田主幹、一井主査
 外園主査、蛭原主任技師
 技術企画課：木下課長
 桑畑主幹、否笠主幹、浜川主幹
 春田主査

◇公共三部共管

工事検査課：甲斐課長、岡留工事検査専門員

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：山崎会長、谷口・河野・竹尾副会長
 後藤・小野・堀之内・藤元
 河野（孝）・甲斐常務理事
 事 務 局：樫村常務理事兼事務局長
 大谷・林田・菊池課長

【山崎会長挨拶】

昨年は、設計労務単価や経費率を引き上げていただき、また、4 月から担い手三法の運用が始まりお礼を申し上げます。さらに、工事現場看板の金額表示も改正していただき感謝を申し上げます。

現在、事業量が少なく地域間の格差が生じ厳しい状況が続いているため、知事、県議会議員、部長に対し年末に補正予算や当初予算の確保等について要望したところである。業界として品質確保に努め、担い手確保を通し経済の浮揚のため県と一緒に頑張りたいので、今年もよろしくお願い申し上げます。

【東次長挨拶】

昨年は、維持業務や防災活動にご協力をいただきお礼を申し上げます。

また、東九州自動車道の開通や、細島港がストック効果として取り上げられたことは明るい話題であった。予算が厳しいことは認識しており経営に影響を与えることを心配している。補正予算や当初予算は、減っていないが大きく増えもしないため、来週、知事と副知事が本省と整備局に当初予算の要望に行く予定である。

品確法についてもすべきことが多い。最終的にはお金の話になるが、積算の中身について議論したいし、平準化の取組については財政当局と債務負担行為の話を進めている。

要望を通していただいた課題を解決するため、今年も意見交換をよろしくお願い申し上げます。



山崎会長挨拶



東次長挨拶

◆県からの情報提供について

≪技術企画課≫

(1) 平成 28 年度地域総合メンテナンス業務改正に向けたポイント（案）

① 対象業務

道路巡視、道路巡回パトロール、河川海岸緊急メンテナンス、砂防施設・急傾斜施設の維持管理の 4 業務を包括する。業務エリアを分割する場合は、道路巡視を除く 3 業務とする。

② 履行期間

平成 28 年度から 1 年間、試行を継続する。

③ 業務執行体制

10 者以内、県内を 26 地区に地区割りする。

④ 支払関係

総価契約から単価契約に変更する。

⑤ 書類手続きの簡素化

設計書及び特記仕様書を統合。各種手続きの統一。

⑥ 総合評価の加点

加点を継続する。

(2) 総合評価落札方式における評価項目等の見直しについて

① 企業・技術者の施工実績評価期間について

10 年から 15 年に見直す。

② 若手技術者の育成評価について

評価年齢 35 歳を、当面、現行どおり。適用件数は、対象工事の 4 割程度とする。

③ 新規学卒者評価について

指定学科 2 点／1 名に加え、指定学科以外を 1 点／1 名とする。

④ 地産地消への取組評価

「県内下請活用」・「県産資材活用」を一部の工事で適用する。

(3) 指名競争入札制度における改正について

法面工事における「建設機械の保有」を評価に追加する。

**(4) 工事成績評定点の分布状況
（公共三部の全業種の平均点）**

平成 25 年度 85.9 点 平成 26 年度 85.4 点

(5) その他

- ① 地域企業育成型の社会貢献項目については、地区限りの会員を含め落札状況を調査。防災協定加入を別項目に分けることは困難。
- ② 水辺の工法講習会について

◆意見交換

(1) 平成 28 年度地域総合メンテナンス業務改正に向けたポイント（案）について**(2) 新規学卒者評価について****(3) 指名競争入札制度における改正
（法面機械保有）について****(4) 工事成績評定点について****(5) その他**

- ① 橋梁補修工事について
- ② 補正予算の本県への配分について
- ③ 平準化発注について

3. 宮崎県への要望活動を実施

(一社)宮崎県建設業協会(会長 山崎 司)は、去る12月18日(金)、河野知事、中野県議会副議長、内田副知事及び国師県土整備部長に対して下記項目の要望を行った。

要望項目は下記のとおりである。

- (1) 平成27年度大型補正予算の早期編成並びに平成28年度公共事業当初予算の増額確保について
- (2) 改正品確法の基本理念である適正な利潤の確保、並びに、「運用指針」の浸透、徹底について
- (3) 公共工事の早期発注と施工時期の平準化について
 - ① ゼロ県債や繰越し制度の活用
 - ② 週休二日制を踏まえた工期の設定
- (4) 担い手の中・長期的な育成・確保のための抜本的な対策について
- (5) 最低制限価格の引き上げについて

河 野 知 事



中野県議会副議長



内 田 副 知 事



国師県土整備部長



雇用改善コーナー

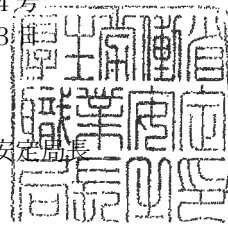
1. 平成28年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の就職・採用活動に係る取扱等について

職発 0113 第 4 号

平成 28 年 1 月 13 日

主要経済団体の長 殿

厚生労働省職業安定局長



大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「卒業予定者」という。）の求人求職秩序の維持については、種々御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 28 年度の大学等卒業予定者の採用・就職活動に当たりましては、既にご承知のとおり、一般社団法人日本経済団体連合会は平成 27 年 12 月 7 日に「採用選考に関する指針」（以下「指針」という。）を改定し、大学等（就職問題懇談会）においても翌 8 日に「大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下「申合せ」という。）を改定しました。これにより、広報活動は平成 27 年度と同時期の卒業・修了年度に入る直前の 3 月 1 日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の 6 月 1 日以降に開始されることとなっております。

これを受けて、厚生労働省としましては、平成 28 年度の大学等卒業予定者の適正な採用・就職活動が行われるよう、求人求職の秩序の維持、公平・公正な採用の確保、採用内定取消しの防止等に努めていく方針であり、公共職業安定機関においては、下記のとおり取り扱うことといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨について御理解の上、大学等卒業予定者の採用・就職活動が円滑に行われるよう、下記 2 の事項について御配慮をお願いいたします。また、貴団体傘下の会員企業等に対しましても、この内容について御周知下さいますよう併せてお願いいたします。

記

1 公共職業安定機関における取扱い

従前より公共職業安定機関においては企業の採用選考活動開始時期より求人票の公開を行ってきたところであり、指針及び申合せの内容を踏まえ、平成 28 年度の公共職業安定機関における取扱いは、次のとおりとする。

(1) 求人票等の展示・公開の取扱いについて

平成 28 年度の大学等卒業予定者（以下「大学等新卒者」という。）に係る求人票、求人要項等は、平成 28 年 6 月 1 日以降に展示・公開する。

なお、平成 28 年 6 月 1 日より前に求人を受理する場合においても、当該求人者に求人票展示・公開日等について説明をし、了解を求めておく。

(2) 公共職業安定機関が作成する求人情報、ガイドブック等について

大学等新卒者を対象とした求人要項記載のある求人 情報、ガイドブック等の発行は、平成 28 年 6 月 1 日以降とする。

(3) 公共職業安定機関が主催する学生対象の就職面接会について

公共職業安定機関が主催する大学等新卒者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果があるため、求人票等の展示・公開開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、積極的に開催する。

(4) 専修学校等の取扱いについて

指針及び申合せは、平成 28 年度専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、公共職業安定機関においては、これらも大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

2 公平・公正な採用の確保等

公共職業安定機関としては、事業主に対し、公平・公正な採用が確保されるよう、次の点について理解の促進を図る。

- ① 高校卒業予定者等の安定的な採用の確保を図ること
- ② 男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うこと
- ③ 学生の自由な就職活動を妨げないようにすること
- ④ 募集の中止及び募集人員の削減、採用内定取消し並びに入職時期繰下げが生じないよう、的確な採用計画に基づいて採用内定を行うこと
- ⑤ 新規卒者以外にも多くの若年者が応募できるよう、応募機会の確保に努めること

2. 「人材育成助成金」のご案内

企業内人材育成推進助成金

※ 平成27年度から創設

計画的に人材育成を推進するための制度を導入・実施した事業主、事業主団体に助成します。

助成対象		制度導入助成額	実施・育成助成額 (一人あたりの額)
① 個別企業助成コース ①～③の人材育成制度を就業規則等に規定して導入し、従業員に実施した事業主に、一定額を助成			
① 教育訓練・職業能力評価制度	従業員に教育訓練や職業能力評価を、ジョブ・カードを活用しつつ行う制度	50万円(25万円)	5万円(2.5万円)
② キャリア・コンサルティング制度	従業員にキャリア・コンサルティングを、ジョブ・カードを活用しつつ行う制度	30万円(15万円)	5万円(2.5万円)
	従業員をキャリア・コンサルタントとして育成した場合に加算	—	15万円(7.5万円)
③ 技能検定合格報奨金制度	技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度	20万円(10万円)	5万円(2.5万円)
② 事業主団体助成コース 従業員に教育訓練や職業能力評価を行う構成事業主（団体の構成員である事業主）を支援する事業主団体に、構成事業主が3事業主以上、かつ従業員合計30名以上に導入・実施された場合に、支援に要した費用の一部を助成		支援に要した費用の2/3 上限額500万円	

※ () 額は大企業の額。実施・育成助成は10人まで

詳しくは、ハローワーク、都道府県労働局へ

キャリアアップ助成金

※ 平成27年度から「育児休業中訓練」を創設

非正規雇用労働者の人材育成を実施した事業主に助成します。

助成内容		助成額 ※()額は大企業の額													
人材育成 コース	有期契約労働者等に下記の訓練を行った場合に助成	◆教育訓練機関等における座学《1人当たり》 賃金助成：1h当たり 800円(500円) 経費助成：1人当たりの訓練時間数に応じた次の額													
	◆一般職業訓練（教育訓練機関等における座学）	<table><tr><th>訓練の種類 訓練時間数</th><th>一般職業訓練 有期実習型訓練 育児休業中訓練</th><th>中長期的 キャリア形成訓練</th></tr><tr><td>100h未満</td><td>10万円(7万円)</td><td>15万円(10万円)</td></tr><tr><td>100h以上200h未満</td><td>20万円(15万円)</td><td>30万円(20万円)</td></tr><tr><td>200h以上</td><td>30万円(20万円)</td><td>50万円(30万円)</td></tr></table>		訓練の種類 訓練時間数	一般職業訓練 有期実習型訓練 育児休業中訓練	中長期的 キャリア形成訓練	100h未満	10万円(7万円)	15万円(10万円)	100h以上200h未満	20万円(15万円)	30万円(20万円)	200h以上	30万円(20万円)	50万円(30万円)
	訓練の種類 訓練時間数			一般職業訓練 有期実習型訓練 育児休業中訓練	中長期的 キャリア形成訓練										
	100h未満			10万円(7万円)	15万円(10万円)										
	100h以上200h未満			20万円(15万円)	30万円(20万円)										
200h以上	30万円(20万円)	50万円(30万円)													
◆有期実習型訓練（「ジョブ・カード」を活用した教育訓練機関等における座学と企業における実習を組み合わせた3～6か月の職業訓練）															
◆中長期的キャリア形成訓練（厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座（教育訓練機関等における座学））															
◆育児休業中訓練（育児休業中の労働者の自発的な申し出により実施する教育訓練機関等における座学）	※育児休業中訓練は経費助成のみ														
		◆企業における実習《1人当たり》 実施助成：1h当たり800円(700円) ※1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円													
		詳しくは、 ハローワーク、都道府県労働局 へ													

詳しくは、ハローワーク、都道府県労働局へ

雇用改善

キャリア形成促進助成金

※ 平成27年度から下線部を新設・拡充

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成します。

○ 事業主及び事業主団体等向け

助成内容		助成額※()額は大企業の額
① ものづくり人材育成訓練【新設】	大企業 中小企業 事業主団体等	建設業や製造業が実施する大臣の認定を受けた次のOJT付き訓練 ・事業主団体等連携型訓練(事業主団体等と企業が連携して実施する訓練) ・企業連携型訓練(複数の企業が連携して実施する訓練) ・企業単独型訓練(企業が単独で実施する訓練) 経費助成：2/3(1/2) 賃金助成：1h当たり800円(400円) OJT実施助成：1h当たり700円(400円)

○ 事業主向け

助成内容		助成額※()額は大企業の額
② 政策課題対応型訓練		
① 成長分野等人材育成コース	大企業 中小企業	健康(医療・介護)・環境などの成長分野等での人材育成のための訓練
② グローバル人材育成コース		海外関連業務に従事する人材育成のための訓練(海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む)
③ 中長期的キャリア形成コース		中長期的なキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練
④ 熟練技能育成・承継コース	大企業【拡充】 中小企業	熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練
⑤ 若年人材育成コース		採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練
⑥ 育休中・復職後等能力アップコース	大企業 中小企業	育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練 経費助成：2/3(1/2)【助成率拡充】 賃金助成：1h当たり800円(400円)
⑦ 認定実習併用職業訓練コース	中小企業	大臣の認定を受けたOJT付き訓練(①の企業単独型訓練を除く) 経費助成：1/2 賃金助成：1h当たり800円 OJT実施助成(⑦) ：1h当たり600円
⑧ 自発的職業能力開発コース	中小企業	労働者の自発的な能力開発に対する支援
③ 一般型訓練	中小企業	政策課題対応型訓練以外の訓練 経費助成：1/3 賃金助成：1h当たり400円

○ 事業主団体等向け

助成内容		助成額
④ 団体等実施型訓練	事業主 団体等	事業主団体等が構成事業主の雇用する労働者を対象に行う、若年労働者への訓練や熟練技能の育成・承継のための訓練、育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練【拡充】 経費助成：1/2(育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練 2/3)

- ※ 経費助成の1人1コースの事業主に対する支給限度額について、①、②①～⑥は15万円～50万円(大企業は10万円～30万円)、②⑦、⑧、③は7万円～20万円。また、事業主団体等に対する支給限度額について、①、④は1団体当たり500万円。
- ※ 1事業主の年間の支給限度額は500万円(認定職業訓練、①または②⑦の場合は1,000万円)、1事業主団体等の年間の支給限度額は500万円。
- ※ 助成の対象となる訓練等の受講回数は、1労働者につき、1年度3コースまで
- ※ 東日本大震災に伴う被災地の事業主については、助成率の特例あり(中小企業：賃金800円(1h)・経費1/2、大企業：賃金400円(1h)・経費1/3)

詳しくは、ハローワーク、都道府県労働局へ

雇用関係助成金

検索

3. 「職場意識改善助成金」のご案内

中小企業事業主の皆さまへ

「職場意識改善助成金」のご案内 (職場環境改善コース)

「労働時間等の設定の改善」※により、仕事と生活の調和に
取り組む中小企業事業主を支援します



- 労働時間管理の適正化を図りたい
- 労務管理について専門家に相談したい
- 有給休暇の取得を促進して社員のやる気をアップさせたい
- 飲食店での食器洗い乾燥機の導入など労働能率を向上させる設備・機器を導入・更新したい

上限額を100万円に引き上げました!!

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

助成内容

1. 支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上実施してください～

- | | | |
|---|--|----------------|
| ○ 労務管理担当者に対する研修 | ○ 労務管理用ソフトウェア | } などの
導入・更新 |
| ○ 労働者に対する研修、周知・啓発 | ○ 労務管理用機器 | |
| ○ 外部専門家によるコンサルティング
(社会保険労務士、中小企業診断士
など) | ○ デジタル式運行記録計(デジタコ) | |
| ○ 就業規則・労使協定等の作成・変更
(計画的付与制度の導入など) | ○ テレワーク用通信機器 | |
| | ○ 労働能率の増進に資する設備・機器等
(小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車
リフトなど)(注:成果目標をいずれも達成した場合
のみ、支給対象となります。) | |

(※)原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

2. 成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

目的	成果目標
a 年次有給休暇の取得促進	労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数(年休取得日数)を4日以上増加させる
b 所定外労働の削減	労働者の月間平均所定外労働時間数(所定外労働時間数)を5時間以上削減させる

3. 評価期間

「2. 成果目標」の評価期間は、事業実施期間中(事業実施承認の日から平成28年2月15日まで)の3か月を自主的に設定してください。

4. 支給額

「1. 支給対象となる取組」の取組の実施に要した経費の一部を、「2. 成果目標」を達成した場合に支給します。

対象経費		助成額	
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費		対象経費の合計額×補助率 ※上限額を超える場合は上限額	
成果目標の達成状況	a、bともに達成	どちらか一方を達成	どちらも未達成
補助率	3/4	5/8	1/2
上限額	100万円	83万円	67万円

※ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新の取組の場合は、下の表のとおりです。

成果目標の達成状況	a、bともに達成
補助率	3/4
上限額	100万円



厚生労働省・都道府県労働局

雇用改善

商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業の
事業場規模10人未満の中小企業事業主の皆さまへ

「職場意識改善助成金」のご案内 (所定労働時間短縮コース)

「労働時間等の設定の改善」※による所定労働時間の短縮を支援します



- 社員のワーク・ライフ・バランスを推進したい
- 労働時間管理の適正化を図りたい
- 労務管理について専門家に相談したい
- 飲食店での食器洗い乾燥機の導入など労働能率を向上させる設備・機器を導入・更新したい

所定労働時間の短縮でワーク・ライフ・バランスを推進!!

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

助成内容

1. 支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上実施してください～

- | | |
|---|--|
| ○ 労務管理担当者に対する研修 | ○ 労務管理用ソフトウェア |
| ○ 労働者に対する研修、周知・啓発 | ○ 労務管理用機器 |
| ○ 外部専門家によるコンサルティング
(社会保険労務士、中小企業診断士など) | ○ デジタル式運行記録計(デジタコ) |
| ○ 就業規則・労使協定等の作成・変更
(所定労働時間に関する規定の整備など) | ○ テレワーク用通信機器 |
| | ○ 労働能率の増進に資する設備・機器等
(小売業のPOS装置、飲食店の自動食器
洗い乾燥機など) |

などの
導入・更新

(※)原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

2. 成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

事業主が事業実施計画において指定したすべての事業場において、週所定労働時間を2時間以上短縮して、40時間以下とすること。

3. 事業実施期間

事業実施期間中(事業実施承認の日から平成28年2月15日まで)に取組を実施してください。

4. 支給額

「1. 支給対象となる取組」の実施に要した経費の一部を、「2. 成果目標」を達成した場合に支給します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額×補助率 ※上限額を超える場合は上限額

補助率	3/4
上限額	50万円



厚生労働省・都道府県労働局

中小企業事業主の皆さまへ

「職場意識改善助成金」のご案内 (テレワークコース)

「労働時間等の設定の改善」*及び仕事と生活の調和の推進のため、
終日、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワーク
に取り組む中小企業事業主を支援します



- 社員の育児や介護と仕事の両立を支援したい
- 社員の通勤負担を軽減したい
- ワーク・ライフ・バランスを推進して社員のやる気をアップさせたい
- 優秀な人材を確保したい
- 災害時にも事業を継続させたい

サテライトオフィスで行うテレワークも対象に加わりました!!

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

助成内容

1. 支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上実施してください～

- テレワーク用通信機器の導入・運用(※)
(例)web会議用機器、社内のパソコンを遠隔操作するための機器など
(※)パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません
- 就業規則・労使協定等の作成・変更
(例)テレワーク勤務に関する規定の整備
- 保守サポート料、通信費
- 労務管理担当者や労働者に対する研修、周知・啓発
- クラウドサービス使用料
- 外部専門家(社会保険労務士など)による導入のためのコンサルティング

2. 成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」を両方達成することを目指して実施してください。

- 評価期間に1回以上、対象労働者全員に、終日、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施させる
- 評価期間において、対象労働者が終日、在宅またはサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した日数の週間平均を、1日以上とする

3. 評価期間

「2. 成果目標」の評価期間は、事業実施期間(事業実施承認の日から平成28年2月15日まで)で、1か月から6か月の間で設定してください。

4. 支給額

「1. 支給対象となる取組」の実施に要した経費の一部を、「2. 成果目標」の達成状況に応じて支給します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費 ※ 契約形態が、リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約などで「3. 評価期間」を超える契約の場合は、「3. 評価期間」に係る経費のみが対象	対象経費の合計額×補助率 (上限額を超える場合は上限額(※)) (※)「1人当たりの上限額」×対象労働者数または「1企業当たりの上限額」のいずれか低い方の額

成果目標の達成状況	達成	未達成
補助率	3/4	1/2
1人当たりの上限額	6万円	4万円
1企業当たりの上限額	150万円	100万円

例えば、従業員100人の企業で、総務、経理部門5人に1人当たり10万円の機器を導入する場合、
所要額 10万円×5人 = 50万円
→ 6万円×5人 = 30万円を助成
※目標未達成の場合は、
4万円×5人 = 20万円を助成



厚生労働省・都道府県労働局

事業協同組合



下請セーフティネット債務保証制度について

平成27年7月1日から 下請セーフティネット債務保証制度【債権譲渡契約】の 貸付金利が変わりました！

主な変更内容

貸付金利	500万以下・・・1.8%
//	500万超・・・2.2%
事務手数料	・・・0.2%

債権譲渡は2種類！

- 県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
- 上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類

書類名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。
特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。
工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

制度の基本的な仕組み！

○金利及び事務手数料

※ 事務手数料、0.2%が加算されます。

※ 金利は、金融情勢により変動します。

貸付金額	500万以下	500万超
金利	1.80%	2.20%
事務手数料	0.20%	0.20%

新貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市での発注工事》新債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金、違約金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計算式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

出来高率	算式
99%以下	(請負額×出来高率－受領済額－違約金)×90%《担保掛目》
100%(完成)	請負額×出来高率×90%《担保掛目》－受領済額

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額＝660万円 (1,100万円－440万円)

○貸付金額＝297万円 (1,100万円×80%－440万円－110万円)×90%

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金297万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市以外での発注工事》従来権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計算式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

算式	請負額×出来高率×90%《担保掛目》－受領済
----	------------------------

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額＝660万円 (1,100万円－440万円)

○貸付金額＝352万円 (1,100万円×80%×90%)－440万円

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金352万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

宮崎県建設事業協同組合

〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東2丁目9-19 宮崎県建設会館2階

TEL 0985-23-3691

FAX 0985-23-3599

URL <http://www.mk-net.or.jp>

E-mail info@mk-net.or.jp

技士会

1. 平成28年度 1 級（学科）・2 級土木施工管理技術検定試験 受験準備講習会のご案内

昨年、宮崎県土木施工管理技士会主催の土木施工管理技術検定試験受験準備講習会に、1 級 30 名、2 級 24 名の方が参加されました。近年、1 級・2 級とも土木施工管理技士の資格取得が難しくなっております。宮崎県土木施工管理技士会では、毎年、宮崎県建設業協会の後援により 1 級・2 級土木施工管理技術検定試験の合格者が一人でも多く輩出されるように開催しております。講習会は、一般財団法人地域開発研究所のテキストを使用し、経験豊富で優秀な講師による受験対策のポイントを押さえた講義や実力テストを実施しており、受講者に好評をいただいております。平成 28 年度の日程等につきまして、下記のとおり計画いたします。資格取得を目指す技術者の皆さん、準備方お願いします。

日 程 1 級学科講習 6 日間

平成 28 年 5 月 11 日（水）～ 5 月 13 日（金）

平成 28 年 5 月 25 日（水）～ 5 月 27 日（金）

2 級学科・実地講習 6 日間

平成 28 年 7 月 13 日（水）～ 7 月 15 日（金）

平成 28 年 7 月 27 日（水）～ 7 月 29 日（金）

場 所 宮崎県建設会館 宮崎市橘通東 2 丁目 9 番 19 号

お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696
または各地区建設業協会

2. 平成28年度 1・2級土木施工管理技術検定試験の 申込書受付について（お知らせ）

平成 28 年度の 1・2 級土木施工管理技術検定試験の申込書受付が始まります。受付期間が短いので、手続きをお忘れないように早めに準備してください。

この技術検定試験は、土木工事に従事する者を対象に技術力の向上を図ることを目的として、建設業法第 27 条の規定により実施される技術検定制度です。

この検定試験に合格されますと、公共土木工事において施工計画を作成し、現場における工程管理、安全管理等を行う主任技術者または監理技術者になることができる土木施工管理技士の資格を取得することができます。

受付期間 1 級 平成 28 年 4 月 1 日（金）～ 4 月 15 日（金）
2 級 平成 28 年 4 月 14 日（木）～ 4 月 28 日（木）

申込み用紙につきましては、1・2 級とも 3 月 14 日（月）から販売開始されます。詳しくは（一財）全国建設研修センターのホームページをご覧ください。

3. 平成27年度 1級土木施工管理技術検定「実地試験」の合格発表

平成27年10月4日（日）に実施されました1級土木施工管理技術検定「実地試験」の合格発表が平成28年1月19日にありました。

全国の会場で27,547名が受験し、10,266名が合格、合格率37.3%、と昨年よりやや低い合格率でした。福岡会場は、受験者3,813名、合格者1,351名、合格率は全国平均より若干低い、35.4%でした。

（一財）全国建設研修センターのホームページに合格者の受験番号が掲載されております。合格された方は、技術検定合格証明書の交付手付きが必要となりますので、忘れずに手続きをしてください。

平成27年度 1級土木施工管理技術検定実施状況

●実地試験実施状況：（平成27年10月4日実施 全国13地区26会場）

試験地	学科試験 (平成27年7月5日実施)			実地試験		
	出席者数	合格者数	合格率 (%)	出席者数	合格者数	合格率 (%)
札幌	1,486	789	53.1	1,153	473	41.0
釧路	263	132	50.2	207	66	31.9
青森	583	328	56.3	505	207	41.0
仙台	3,137	1,818	58.0	2,582	999	38.7
東京	10,261	5,821	56.7	7,856	2,975	37.9
新潟	1,342	733	54.6	1,052	376	35.7
名古屋	3,789	2,061	54.3	2,943	1,120	38.1
大阪	5,483	2,815	51.3	3,916	1,395	35.6
岡山	1,200	608	50.7	887	292	32.9
広島	1,204	662	55.0	931	392	42.1
高松	1,323	768	58.0	1,148	429	37.4
福岡	4,919	2,609	53.0	3,813	1,351	35.4
那覇	820	407	49.6	552	191	34.6
計	35,810	19,551	54.6	27,547	10,266	37.3

建退共

1. 建退共制度がより有利な取り扱いに変更されます。

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

中小企業退職金共済法の一部改正などに伴い、建退共の制度が下記のとおり変更されます。

I. 退職金の予定運用利回りが変更されます。

中小企業退職金共済法に基づき5年に1度制度の見直しを行うこととされており、検討の結果、建退共の退職金の予定運用利回りが2.7%から3.0%に引き上げられます。

このため、退職金の額に関する政令が改正されます。

II. 退職金の支給要件が緩和されます。

現在、掛金納付月数が24月未満の場合については退職金の不支給期間となっておりますが、これが12月未満に緩和されます。(死亡による場合は12月未満で変更ありません。)

- ※1 掛金日額は改定されませんので、現在の共済証紙(310円)は継続してご使用になれます。
- ※2 平成15年10月1日以降の掛金納付があり、かつ平成28年4月1日以降に退職金請求事由が発生される方については、平成15年10月1日以降の掛金納付分についても3.0%の予定運用利回りが適用されます。
- ※3 掛金納付月数が12月以上24月未満の場合、退職金の額は掛金納付額の3～5割程度の額となります。
- ※4 平成28年3月31日以前に退職金請求事由が発生する方は従来どおりとなります。

III. 被共済者による移動通算の申出期間が延長されます。

被共済者が、転職等により、建退共制度と中退共制度、清退共制度及び林退共制度(※)との間を移動した場合、現在、退職後2年以内であった通算の申出期間が3年以内まで延長されます。

※ 上記は略称表記であり、正式名称は次のとおりです。

中退共制度：中小企業退職金共済制度

建退共制度：建設業退職金共済制度

清退共制度：清酒製造業退職金共済制度

林退共制度：林業退職金共済制度

IV. 移動通算できる退職金額の上限が撤廃されます。

現在、移動通算できる額には上限が存在し、その上限を超える金額は差額給付金としてその都度被共済者に支給していましたが、その上限が撤廃され、全額が移動先の制度に移換できるようになります。

これにより、被共済者が退職される際に、まとめて退職金として受け取ることができるようになります。

※ 掛金納付された青証紙部分は適用されません。

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（12月分）

区分 月別	共 済 契約者数	被共済者数
11月末計	社 2,780	名 48,900
加 入	6	80
脱 退	1	73
12月末計	2,785	48,907

区分 月別	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (11月の状況)
前年度まで の 累 計	冊 418,133	件 47,311	千円 28,779,557	千円 113,969,974
当 月 分	724	63	41,404	50,561
27 年度分	6,860	766	645,642	492,170
制 度 創 設 累 計	424,993	48,077	29,425,199	114,462,144

厚生年金基金

事業概況（12月分）

1. 適 用

（平成27年12月末現在）

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
284	3,367	519	3,886

2. 給 付

（1）老齢年金給付及び一時金の裁定状況（平成27年度）

（金額：円）

		当 月 分		年 度 累 計	
		件数	金 額	件数	金 額
退職年金	新規裁定	27	9,708,300	389	125,895,400
	失 権 者	12	2,454,100	114	21,425,200
選択一時金		1	688,800	88	46,160,600
脱退一時金 （企業年金連合会移換を含む）		15	2,323,600	229	44,599,600
遺族一時金		0	0	3	1,716,600

（2）年金受給権者数

（金額：円）

件数	年 金 額	内 訳					
		全額支給		一部支給		全額停止	
		件数	年 金 額	件数	年 金 額	件数	年 金 額
6,510	1,503,767,200	6,294	1,383,674,600	87	50,746,200	129	69,346,400

3. 保有資産（時価）

年金給付等積立金	17,760,836,466 円
----------	------------------

建災防

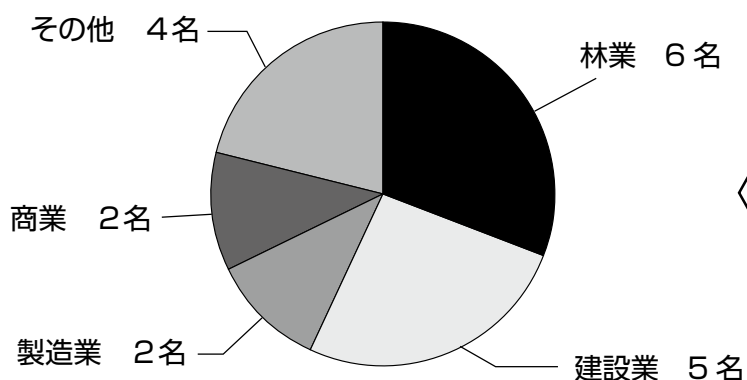
1. 労働災害の発生状況について

平成27年における県内建設業の死亡災害は5件発生（昨年より2件の増加）
例年、年度末（1月～3月）は多くの死亡災害が発生、安全管理の徹底を！

（宮崎労働局発表資料）

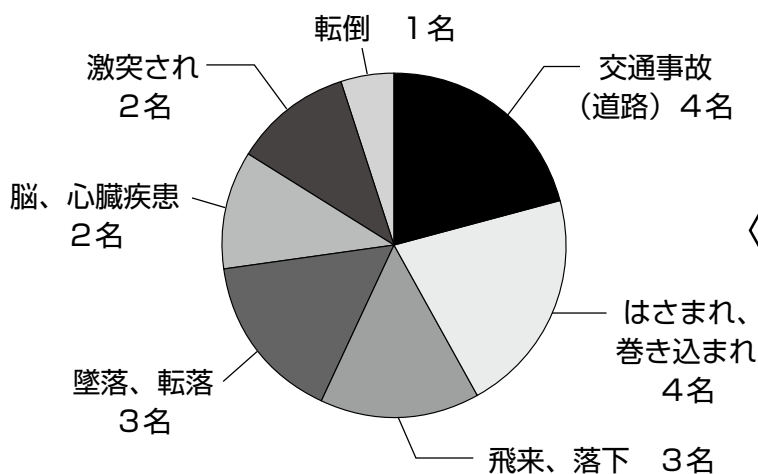
1月から3月に発生した死亡災害により、平成25年から毎年4名以上が亡くなっており、全体の約4割を占めています。

■ 1～3月期 業種別死亡災害発生状況（平成23年～27年）



林業（6名）、建設業（5名）が多く、製造業、商業（各2名）などの業種でも発生しています。（1～3月）

■ 1～3月期 死亡事故の型別発生状況（平成23年～27年）



交通事故、はさまれ、巻き込まれ（各4名）、飛来、落下、墜落、転落（各3名）による災害が多く発生しています。

2. 平成27年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」について

厚生労働省では、毎年度、優れた技能と経験を持ち、担当する現場や部署で作業の安全を確保して優良な成績を挙げた職長を顕彰していますが、本年度は全国で132名（全業種）が受賞しました。本県からは、**（株）宮本組（西都市）の 押川 明良 氏** が受賞され、1月12日に厚生労働省・中央合同庁舎講堂（東京都千代田区）において授賞式が行われました。

3. 講習会の申込書の様式が変わります

平成28年4月1日以降の講習会の修了証が、プラスチックのカードになります。これに伴って、講習会の申込書が次のとおり変わります。

- （1）「特別教育」の修了証についても、顔写真が入ったものになりますので、「特別教育」の申込書にも顔写真を1枚貼付して郵送又は持参してください。
- （2）今までは、技能講習の申込書には2枚の顔写真を貼付していましたが、これからは1枚で結構です。
- （3）「技能講習」、「特別教育」以外の「一般の教育」（例えば、「職長・安全衛生責任者教育」、「熱中症予防指導員研修」など）の修了証は、従来どおり顔写真は入りませんので、申込書に顔写真を貼付する必要はありません。

新しい申込書の様式は、建災防宮崎県支部まで連絡くださればお送り致します。また、当支部のホームページにも掲載しておりダウンロードできます。※（2月末に掲載の予定）

（電 話 番 号） 0985-20-8610
（ホームページ）「建災防 宮崎県支部」で検索

※「平成28年度技能講習・安全教育等実施予定表」は、会員事業場に対し2月末から順次発送する予定です。

火薬協会

1. 火薬類取締法に基づく報告等について

火薬類取締法に基づき、火薬類製造業者、販売業者又は火薬庫の所有者、若しくは占有者は、毎年度、次に掲げる報告書又は届出書を国の産業保安監督部長又は都道府県知事（あるいは ※宮崎市長）に対し、提出期限までに提出しなければなりません。

（主なもの）

（1）販売業者

- ・「火薬類火薬庫出納報告書」・・・・・・・・・・ 年度終了後 30 日以内
- ・「火薬類販売数量報告書」・・・・・・・・・・ 年度終了後 30 日以内
- ・「火薬類営業許可申請書記載事項等変更届」・・・・・・・・・・ 遅滞なく

（2）火薬類の所有者又は占有者

- ・「火薬類火薬庫出納報告書」・・・・・・・・・・ 年度終了後 30 日以内
- ・「定期自主検査実施計画書届」・・・・・・・・・・ 計画定めたら届け出
- ・「定期自主検査実施報告書」・・・・・・・・・・ 実施後、遅滞なく
- ・「火薬庫設置等許可申請書記載事項等変更届（報告書）」・・・・ 遅滞なく

2. 技術基準等の見直しについて

現在、経済産業省で火薬類取締法の技術基準等のスマート化が検討されておりますが、検討中の内容の一部を紹介します。これらは、今年の 4 月以降に省令等改正検討後、夏以降に公布され、平成29年 4 月施行予定です。

（1）軽微変更届出の対象範囲の拡大について

製造設備の「取替え」が軽微変更と認める設備の範囲の拡大と「取替え」の解釈を緩和して現行の「仕様、能力が同じ」ものという解釈から「当該設備・機器にかかる技術基準への適合方法が同じ」という解釈に変更。

（2）庫外貯蔵可能品目の拡大について

近年、火薬のガス圧を利用して弁やピストンを動かす火工品が多く上市してきていることから、火薬量については、現在庫外貯蔵を認められている当該火工品と類似の火工品である点火具と同程度の量を貯蔵できるように設定。

（3）保安責任者の代理者の兼任について

現在、保安責任者の代理者の他事業所への兼務については、通達により、「極く近くの事業所」を認めてもよいことになっているが、通達を改正し、「極く近く」を削除。

加えて、代理者の兼任可能な条件は、あくまでも法令（1 日以上の保安責任者の不在が生じないこと）が遵守されると想定される範囲内での人員の選任を求めることとして、敢えて具体的な条件は作らない。

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（12月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

(単位:件、百万円)

I. 全般の状況

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
平成27年度	325	▲38.8%	5,758	▲33.6%	3,155	▲18.9%	85,834	▲26.8%
平成26年度	531	▲0.7%	8,669	12.2%	3,889	▲7.0%	117,261	▲15.0%
平成25年度	535	▲8.5%	7,725	▲14.2%	4,180	20.0%	137,918	31.7%

II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円)

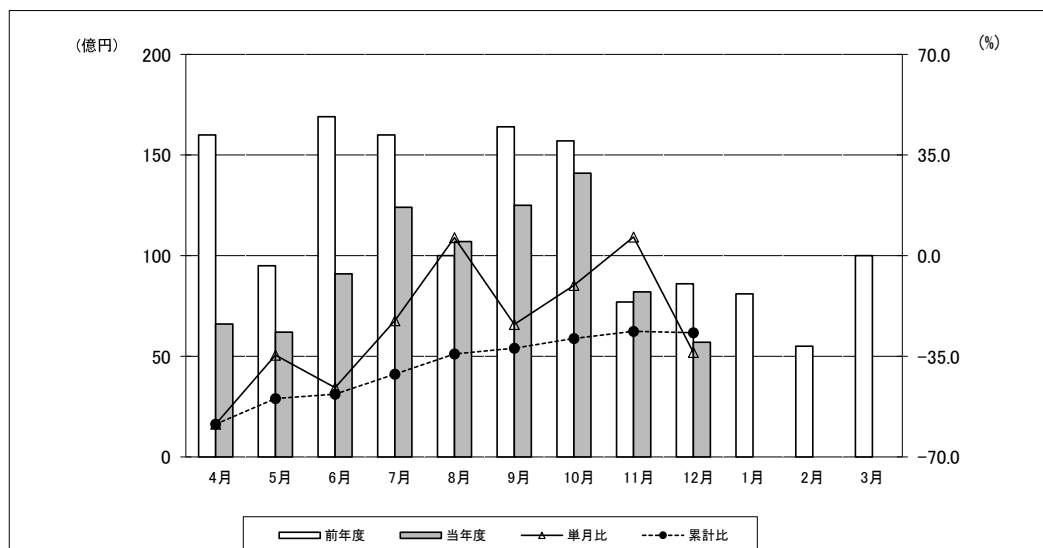
	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	8	0.0%	572	▲57.1%	210	▲19.2%	16,136	▲36.8%
独立行政法人等	4	0.0%	79	▲57.0%	28	21.7%	2,979	12.4%
県	105	▲31.4%	1,514	▲49.7%	1,046	▲28.3%	27,525	▲29.3%
市町村	206	▲42.6%	3,579	▲9.1%	1,838	▲12.6%	36,315	▲23.2%
その他	2	▲71.4%	12	▲93.7%	33	▲25.0%	2,877	1.8%
計	325	▲38.8%	5,758	▲33.6%	3,155	▲18.9%	85,834	▲26.8%

III. 地区別の状況

(単位:件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	70	▲7.9%	1,208	▲34.6%	639	▲17.0%	20,840	▲15.6%
日 南	22	▲35.3%	415	▲6.5%	200	▲10.7%	8,305	1.5%
串 間	8	▲75.8%	86	▲92.4%	149	▲7.5%	2,980	▲19.7%
都 城	39	▲48.7%	498	▲50.8%	385	▲21.7%	10,867	▲25.7%
小 林	39	0.0%	527	▲11.3%	348	▲10.1%	8,051	▲19.3%
高 岡	16	▲15.8%	1,573	794.9%	124	▲7.5%	3,926	68.2%
西 都	16	▲38.5%	148	▲70.6%	179	▲30.4%	4,051	▲47.7%
高 鍋	7	▲82.1%	124	▲81.5%	165	▲31.0%	4,509	▲51.8%
日 向	38	▲61.2%	290	▲78.3%	404	▲32.8%	8,977	▲34.7%
延 岡	27	▲10.0%	443	1.7%	263	▲19.6%	7,346	▲55.0%
西臼杵	43	▲29.5%	441	▲13.1%	299	0.7%	5,977	▲9.0%
計	325	▲38.8%	5,758	▲33.6%	3,155	▲18.9%	85,834	▲26.8%

< 月別請負金額 >



2. 中間前払金制度のご案内

**今年度より、宮崎県をはじめ県内全ての市町村で
中間前払金をご利用いただけるようになりました。
ぜひご利用ください！**

工事代金の2割が、当初の前払金に加えて受け取れる制度です。
⇒前払金は最大で工事代金の**6割に！**

POINT！

中間前払金 1000 万円なら、
保証料は 6500 円
⇒金融機関の利息よりも
はるかに安い！

＜中間前払金のメリット＞

- ① 現場をストップさせる必要なし！
- ② 全額現金で払出OK！
- ③ 保証料率は一律**0.065%**

手間なく

便利で

安い！

＜制度採用状況＞ 宮崎県、宮崎県内全市町村、国土交通省、農林水産省等
※対象条件は発注者によって異なります。詳細は当社までお問い合わせください。

＜請求可能要件＞ ■ 工期の2分の1を経過していること
■ 工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が概ね行われていること
■ 当該工事で完了した作業にかかる経費が工事代金の2分の1以上であること

＜保証申込時に必要な書類＞ ① 保証申込書 ② 使途内訳明細書 ③ 認定調書（通知書）の写し

お申し込み・お問い合わせは・・・

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店 TEL 0985-24-5656/FAX 0985-20-1167
ホームページ <http://www.wjcs.net/chukan/index.html>

平成27年度宮崎県内の中間前払保証実績（平成27年12月末現在）

（単位：件、千円）

発注者	件数	請負金額	増減率（件数）	増減率（請負金額）
国土交通省	4	689,133	▲55.6%	▲88.9%
宮崎県	75	2,743,266	▲32.4%	▲57.2%
宮崎市	23	938,085	▲32.4%	▲46.7%
都城市	12	1,160,030	▲7.7%	38.5%
延岡市	14	876,167	▲41.7%	▲9.9%
日南市	2	59,400	<	<
小林市	4	71,636	0.0%	▲28.6%
日向市	1	11,232	▲66.7%	▲96.6%
串間市	1	106,704	<	<
西都市	1	3,765	▲75.0%	▲93.6%
えびの市	2	80,460	<	<
国富町	1	10,761	0.0%	▲73.2%
日之影町	2	44,820	100.0%	18.2%
美郷町	1	174,528	<	<
西米良村	1	137,711	<	<
計	144	7,107,702	▲32.1%	▲62.5%

建設業福祉共済団からのお知らせ

保険料が更にお安くなりました！

**年間完成工事高契約 & 甲型共同企業体契約の
無事故割引率を2割アップし、保険料のご負担を軽減しました。**

平成27年4月1日以降に新規でご契約いただく際に適用されます。
既契約者様につきましては、平成27年度の契約を更新される際に適用されます。

【旧】

完工高	2億円未満	2億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上
割引率	10%	20%	30%	40%	50%	60%

無事故割引率が従来より2割アップ(1.2倍)

【新】

完工高	2億円未満	2億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上
割引率	12%	24%	36%	48%	60%	72%

保険料計算例（保険金区分合計2,000万円）

完工高：土木一式工事5億円の場合

	無事故割引率	⇒	年間保険料
【旧】	30%	⇒	266,000円
【新】	36%	⇒	243,200円

**22,800円も
お安くなりました。**

資料請求や保険料試算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

(一社) 宮崎県建設業協会	TEL 0985-22-7171
(公財) 建設業福祉共済団	TEL 03-3591-8451

公益財団の

平成27年4月から
無事故割引率が**2割**拡大しました!

建設共済保険

法定外労災補償制度

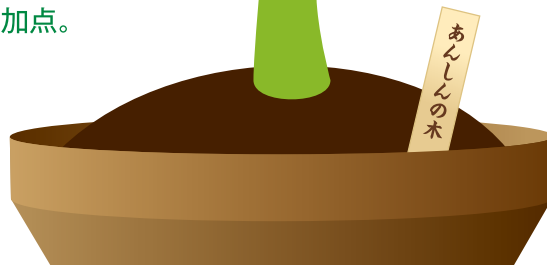
充実した制度で



保険料が安い



- 建設業界による自主的な共済保険で保険料が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの保険契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(保険契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加算。



公益財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■取扱機関：(一社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済保険」の他にも、
次のような事業を行っています。

〔育英奨学事業〕

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、
要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不
要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、保険料試算などのお問い合わせは **Tel.03-3591-8451**

建設共済保険

検索